

地あるなく、兩語は少くとも漢人にとりては各々其の對象を異にせるものなりしなり、これ即ち余が前稿に於て、「相異なる兩語の一方を寫したりとせらるゝ文字を以て、更に他方の語に該當せしめんとせらるゝに至りては余輩は其の可なる所以を認むる能はず」と論じたる所以にして、學士の再應の示教にも拘はらず尙ほ此の考を更むる能はざるを遺憾とす。

(六)及び(四)の兩項に於ては余が「虜軍名」とある遼史國語解の説明に就いて「虜は軍の義」との意に解し能はざるにも非るべけれども、こゝにては遼の諸軍中の一に虜と名づくる軍ありしことをいへるものなるべく、もし虜は軍隊の義なりと解せんには、遼金の軍隊はみな虜と呼ばれざる可らざる筈なるに、此等の兩朝には虜軍ならざる多くの諸軍が存せしは怪しむべしといへるに對して、大に之を意外の沙汰なりとせられ、曾て白鳥博士の發表せられたる東胡民族考を引き來りて、國語解の説明例を示し、

此の語解に見ゆる「虜軍名」の意味は、必ず「虜は軍の義」と説く可く、國語解に「何は何の名」とあるは「地名」「官名」「國名」などゝある場合の外は「何は何の義」と解く可きこと毫末も疑を容れず。虜は *čerig* (頭音 *č*) の對音にして、軍・戰・兵の義を有すること既に疑なき以上は「虜軍」は「軍中の軍」「戰に勇なる軍」もしくは「兵中の兵即ち精兵より成れる軍」などの意味に解せらるべきものなり、

と説かれたり。此の如く遼史國語解の説明に對する余の解釋については、東胡民族考中に見えたる數個の例證を引きて、大に叱責せらるゝ所ありたれど、頑愚なほ未だ此の考を更むる能はざるを如何せん。重ねて曰ふ學士は「地